

入 札 広 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成20年 8月29日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 所長 仁木清貴

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 育波川橋（下り線）塗替塗装工事
- (2) 工事場所 自) 兵庫県淡路市育波 (KP33.931)
至) 兵庫県淡路市育波 (KP34.050)
- (3) 工事内容 本工事は育波川橋（下り線）の塗替塗装工事を行うものである。
- (4) 工事概算数量 本工事の概算数量は、以下のとおりである。
- | | | |
|-----------|------------------------|-------|
| 塗替塗装 P3-3 | 約 7,600 m ² | 一般部 |
| 塗替塗装 R3-3 | 約 600 m ² | 添接部 |
| 支承塗替工 | 1 式 | 3 2 基 |
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成21年 3月20日まで
- (6) そ の 他 本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事である。競争参加資格の確認結果は通知しないので注意すること。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

- (1) 申請書等の提出
入札参加希望者は、技術資料及び競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 申請書等の作成
技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとする。
- (3) 申請書等の入手方法
入札参加希望者は、技術資料作成要領・入札広告の写し・契約書案、入札及び見積り手引き・図面・仕様書・単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を入札広告の日から平成20年9月8日（月）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで、下記の場所において実費負担（1部400円）で入手できる。
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 総務課
（住 所）〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町549番地
（電話番号）078-709-1447（ダイヤルイン）
- (4) 申請書等の提出期間及び場所
申請書等の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。なお、競争参加資格確認申請書のうち技術資料については記4. に記す入札日に持参し提出すること。

- ①提出期間 平成20年8月29日(金)から平成20年9月8日(月)までの土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ②提出場所 (3)に同じ。郵送又は電送は受け付けない。

3. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の各号の一に該当しないこと。

- ①塗装工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成6年建設省告示第1461号をいう。)第1の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。)を受けていない者
- ②契約を締結する能力を有しない者(未成年者・成年被後見人・被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ③本四会社の過去2年以内において次の(イ)から(チ)までの一に該当したと認められる者
- (イ) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ニ) 監督又は検査の実施にあたり、社員の職務の執行を妨げた者
- (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (ヘ) 提出した書類に虚偽の記載をした者
- (ト) その他本四会社に著しい損害を与えた者
- (チ) (イ) から(ト) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人・支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ④経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本州四国連絡高速道路株式会社平成19・20事業年度工事入札参加資格者(以下「有資格者」という。)のうち、「塗装工事」の認定を受けて、「鋼橋塗装」を希望している者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事指名競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)であること。

(3) 入札広告の前年度から起算した過去5年間(平成15年度以降)の本四会社(本州四国連絡橋公団を含む。以下同じ。)における当該工種の工事成績の平均点が65点未満でないこと。(本四会社における当該工種の工事成績がない者は65点とする。)

(4) 申請書等(技術資料は除く)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)に基づき、「地域1(兵庫県・徳島県)」並びに「地域4のうち大阪府」において、指名停止を受けていないこと。

(5) 地理的条件

大阪府・兵庫県又は徳島県における建設業法の許可に基づく本店・支店又は営業所を有すること。

(6) 施工実績

過去10年間（平成10年度以降）に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工種の施工実績を有すること。ただし、施工実績について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国・地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事（下記a及びbを必要とするが、同一の工事において有する必要はない。）

- a. 自動車専用道路・国道又は都道府県道での設計塗装面積が4,000m²以上の鋼橋の塗替塗装工事
- b. 足場架設時に自動車専用道路、国道又は都道府県道で車線規制（全面通行止めを除く。）を実施した鋼橋の塗替塗装工事

(7) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下のものをいう。
 - (イ) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - (ロ) 平成16年2月29日以前に監理技術者の講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- ③ 主任（監理）技術者が、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有する者であること。

(8) 配置予定の現場代理人

現場代理人は当該工事に常駐で配置できること。

(9) 同種工事の経験

現場代理人又は主任（監理）技術者のいずれかが、過去10年間（平成10年度以降）に下記の同種工事の経験を有すること。ただし、経験について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国・地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事（下記a及びbを必要とするが、同一の工事において有する必要はない。）

- a. 自動車専用道路・国道又は都道府県道での設計塗装面積が2,000m²以上の鋼橋の塗替塗装工事
- b. 足場架設時に自動車専用道路、国道又は都道府県道で車線規制（全面通行止めを除く。）を実施した鋼橋の塗替塗装工事

4. 入札執行の日時及び場所等

- ①開札場所： 平成20年10月1日（水） 14時00分
- ②場 所： 記2.（3）の会議室
- ③方 法： 持参すること。

5. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合の他は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記3.（7）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

6. その他

- （1）提出された申請書等は、返却しない。
- （2）手続きに関する問い合わせ先は、記2.（3）に同じ。
- （3）記3.（2）に掲げる工事入札参加資格の認定を受けていない者も記2.（4）により申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の日の前日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- （4）申請書等に虚偽を記載した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札・申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。
- （5）競争参加資格確認申請書を提出期限までに提出していない者及び入札時に技術資料の提出がない者は競争参加資格がないものとする。
- （6）入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講ずることがある。
- （7）低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

以 上

競争参加資格確認申請書

平成 20 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 所長 仁木清貴 殿

業者コード（注 1）
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名
電話番号

平成 20 年 8 月 29 日付けで、入札広告のありました育波川橋（下り線）塗替塗装工事に係る競争に参加する資格について確認されたく申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者（未成年者・成年被後見人・被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。

以上

（注 1）業者コードは、本州四国連絡高速道路株式会社より送付された「平成 19・20 事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載して下さい。

競争参加資格確認資料の提出について

平成20年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター 所長 仁木清貴 殿

業者コード（注1）
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者指名
電話番号

平成20年 月 日付けで申請しました育波川橋（下り線）塗替塗装工事に係る競争参加資格の確認資料を提出します。

なお、提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 技術資料

以上

（注1）業者コードは、本州四国連絡高速道路株式会社より送付された「平成19・20事業年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」に記載されているコード番号を記載して下さい。

（注2）入札時に提出して下さい。